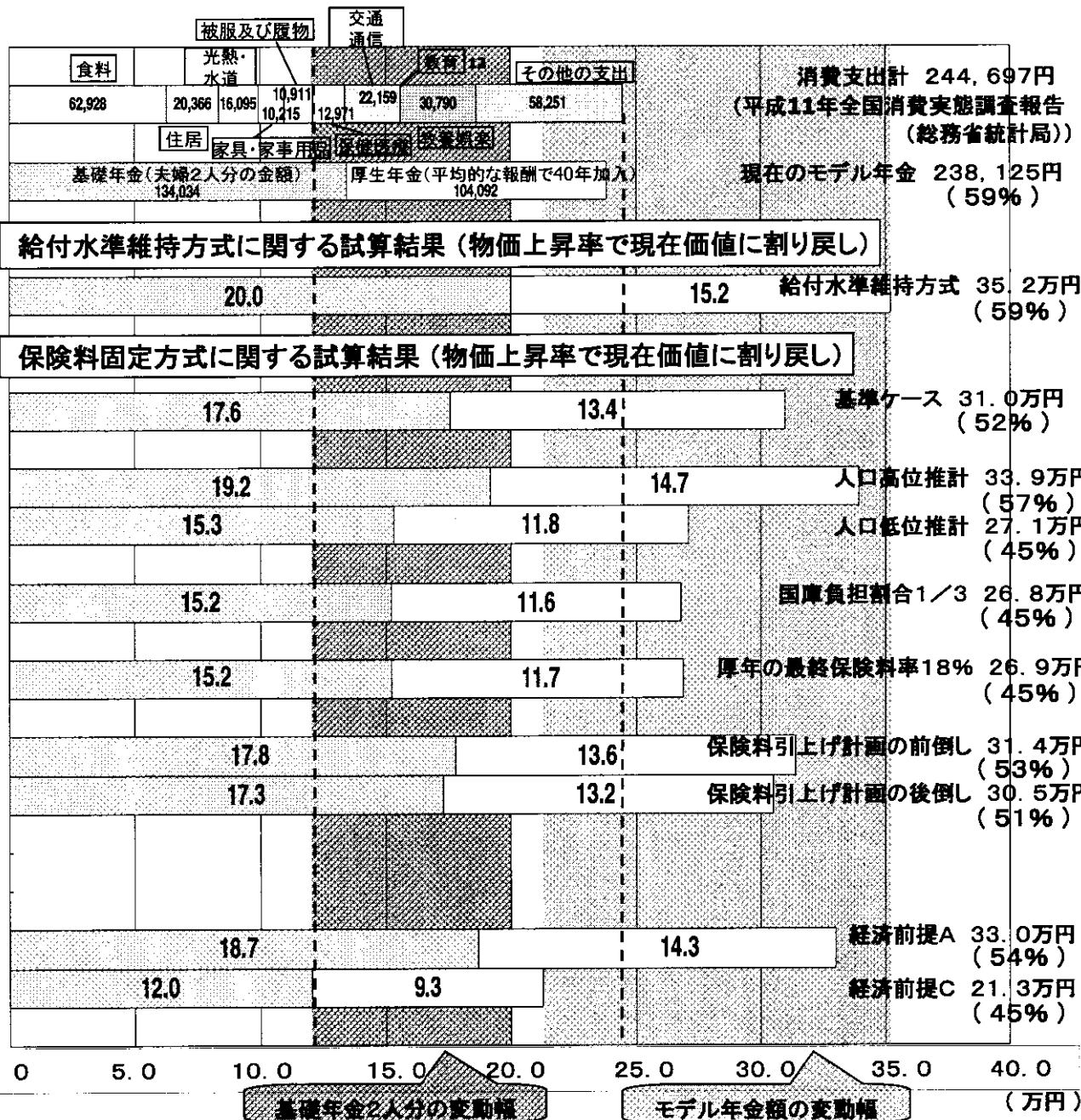


# 高齢者世帯の生計費と年金の給付水準



※2050年時点での現役(男子)の平均手取り年収の月額換算値(物価上昇率で現在価値に割り戻したもの)  
(現時点で40.1万円)

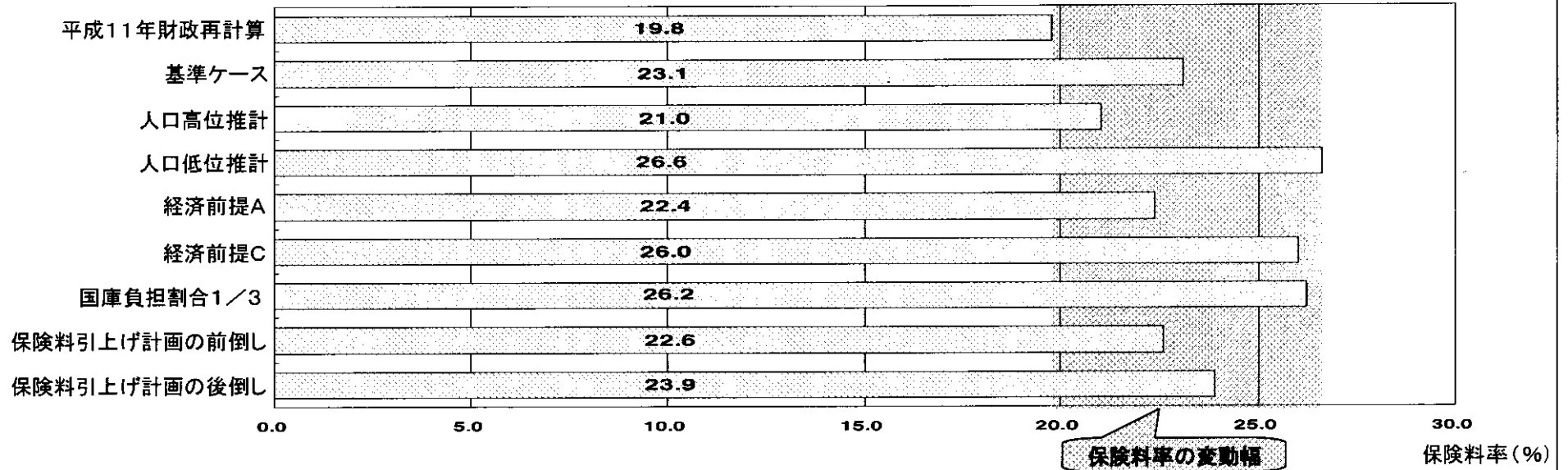
経済前提 A	経済前提 B	経済前提 C
平成20(2008)年度以降 実質賃金上昇率 1.0% 実質運用利回り 1.5%	平成20(2008)年度以降 実質賃金上昇率 1.0% 実質運用利回り 1.25%	平成20(2008)年度以降 実質賃金上昇率 0.5% 実質運用利回り 1.0%
61.5万円	59.8万円	47.7万円

(注1) 保険料固定方式に関する試算結果の年金額は、2050年時点での名目年金額を物価上昇率で現在価値に割り戻したもの(カッコ内はモデル年金の所得代替率)

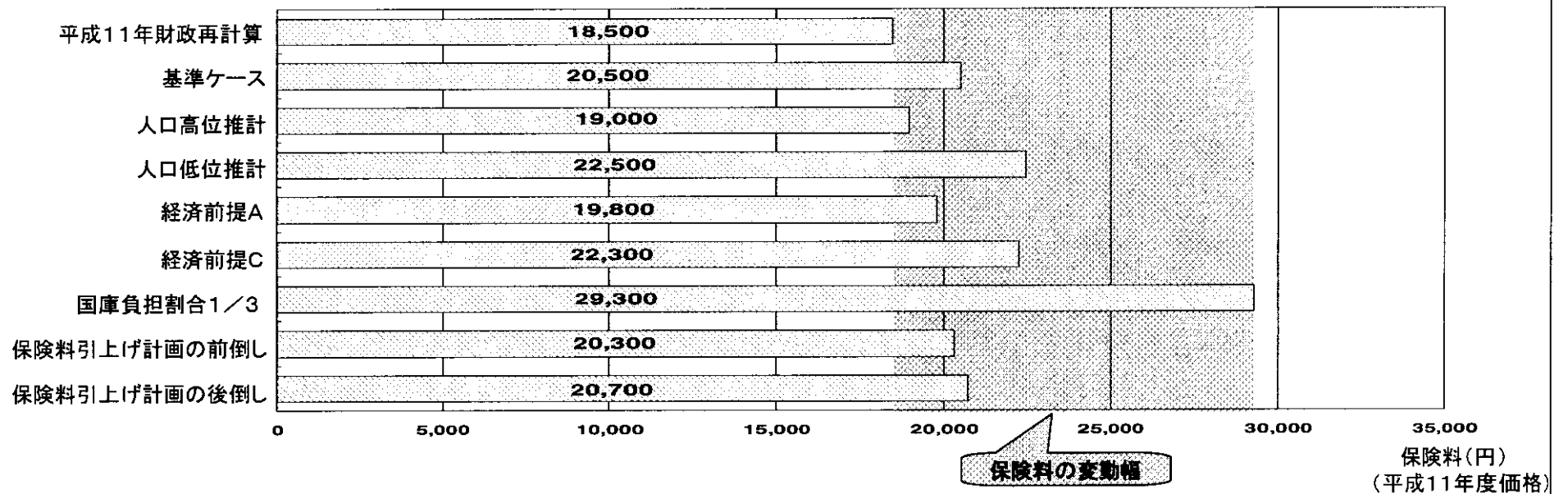
(注2) 基準ケースの諸前提は、①厚生年金の最終保険料率20%、②新人口中位推計(平成14年1月、2050年の合計特殊出生率1.39)、③経済前提B(平成20(2008)年度以降、実質賃金上昇率1.0%、実質運用利回り1.25%(名目賃金2.0%、物価1.0%、名目利回り3.25%)、④国庫負担割合(次期制度改正時に安定した財源を確保し、1/2に引上げ)、⑤保険料(率)の引き上げ計画(毎年度引上げとし、引上げペースは平成11年財政再計算と5年間での引上げペースを同じとする)。

# 給付水準維持方式に関する試算結果

## 厚生年金の最終保険料率(総報酬ベース)



## 国民年金の最終保険料(平成11年度価格)



## 実績準拠法及び将来見通し平均化法（新規裁定年金に関して）

	実績準拠法	将来見通し平均化法
考え方	少子化による労働力人口（被保険者数）の減少等が、 <u>マクロの経済成長率や社会全体の賃金総額に現に反映し始めたときに、それに応じて自動的に給付水準の調整を行う方法。</u>	少子化による労働力人口（被保険者数）の減少等の <u>将来に向けての変動見通しについて、その傾向の平均をあらかじめ織り込んで自動的に給付水準の調整を行う方法。</u>
具体例	マクロ経済スライドを適用する特例期間中、新規裁定年金の年金改定率（スライド率）、即ち厚生年金の賃金再評価及び基礎年金の政策改定を、被用者の総賃金（手取りベース）の伸びの実績により行う。 既裁定年金の改定率（スライド率）は、物価上昇率からスライド調整率を控除した率とする。	少子化等の社会経済情勢の変動の将来見通しに基づき設定する一定率（＝スライド調整率）を、現行の年金改定率（スライド率）から控除する。 例えば、労働力人口や被保険者数の変動率の将来見通しに基づきスライド調整率を設定し、これを現行の年金改定率（スライド率）から控除する。
論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働力人口等の変動の実績が自動的に反映される。</li> <li>○ <u>5年ごとの財政再計算の度に見直しを行うことは不要。</u></li> <li>△ 労働力人口等の減少が本格化する<u>2025年頃から給付水準の調整度合いが大きくなる。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 労働力人口等の変動の<u>将来見通しが反映される。</u></li> <li>△ <u>5年ごとの財政再計算の度に、労働力人口等の変動の将来見通しの変化を踏まえ、単年度当たりのスライド調整率を修正するかどうかの検証が必要。</u></li> <li>○ 労働力人口等の変動の将来見通しを足下から反映させるため、将来見通し平均化法の方が、実績準拠法と比べると、<u>足元から給付水準調整が本格化。</u>この結果、したがって、実績準拠法と比べ、マクロ経済スライドを適用するスライド特例期間（給付水準調整期間）が短くなり、また最終的な給付水準が高くなる。</li> </ul>

# 一人当たり賃金(手取りベース)の伸び率と総賃金(手取りベース)の伸び率の差の試算上の見通し

## (実績準拠法)

「方向性と論点」の試算における一人当たり賃金(手取りベース)の伸びと総賃金(手取りベース)の伸びの差の見通し

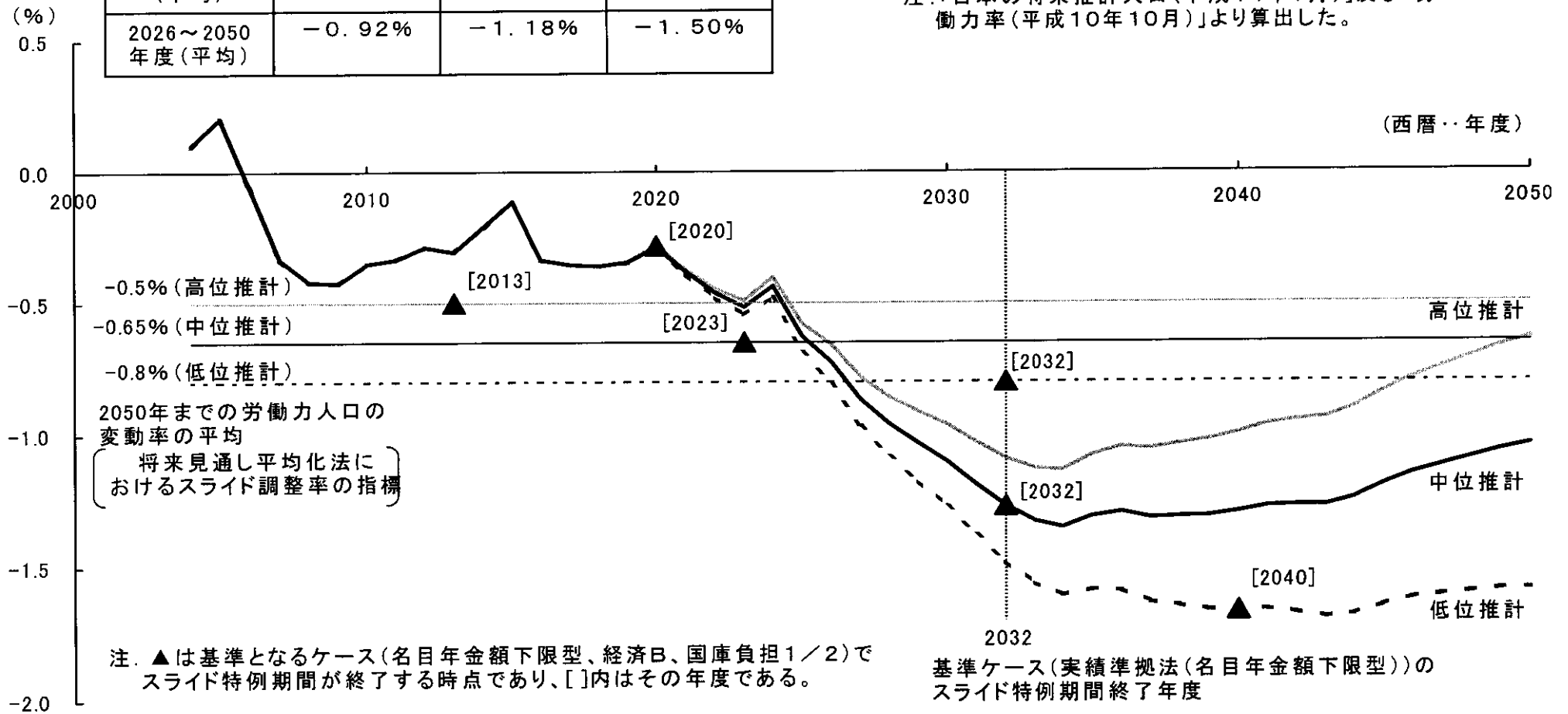
	高位推計	中位推計	低位推計
～2025年度 (平均)	-0.30%	-0.30%	-0.31%
2026～2050 年度(平均)	-0.92%	-1.18%	-1.50%

## (将来見通し平均化法)

2050年までの労働力人口の平均変動率の見込み

高位推計	中位推計	低位推計
-0.5%程度	-0.65%程度	-0.8%程度

注:「日本の将来推計人口(平成14年1月)」及び「労働力率(平成10年10月)」より算出した。



## 名目年金額下限型及び物価下限型

- 「方向性と論点」では、単年度当たりの年金改定率（スライド率）に下限を設けることとし、次の二つの方法について、試算。

### ① 名目年金額下限型

- ・ 新規裁定年金、既裁定年金それぞれについて、（一人当たり賃金や物価が下落する場合を除き、）スライド調整を行うと年金改定率（スライド率）がゼロを下回るときは、年金改定率（スライド率）をゼロとすることとする。

### ② 物価下限型

- ・ 新規裁定年金について、スライド調整を行うと年金改定率（スライド率）が物価上昇率を下回るときは、物価上昇率により年金を改定することとする。
- ・ 既裁定年金については、これまでと同様、物価上昇率により年金を改定することとする。

スライド特例期間（給付水準調整期間）中の年金改定率（スライド率）の指標（新規裁定年金に関して）

	利点	論点
①被用者年金の総報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被用者年金について、保険料賦課ベースと整合的。（総報酬が年金制度を支える力。）</li> <li>○ 数値確定が比較的早い。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度終了後7～8ヶ月で把握可能。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国民を対象とする基礎年金に係る保険料賦課ベースの指標として、自営業者等の所得の変動を反映していない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯有業人員一人当たり所得の伸び率をみると、雇用者世帯と自営業者世帯ではほぼ同様の伸び率を示している。</li> <li>・ 世帯人員一人当たり消費支出の伸び率をみると、勤労者世帯と個人営業世帯はほぼ同様の伸び率を示している。</li> </ul> </li> </ul>
②被用者の一人当たり賃金上昇率から被保険者数（公的年金制度全体）の減少率を控除する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被用者年金について、保険料賦課ベースと整合的。</li> <li>○ 数値確定が比較的早い。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度終了後7～8ヶ月で把握可能。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国民を対象とする基礎年金に係る保険料賦課ベースの指標として、自営業者等の所得の変動を反映していない「被用者の一人当たり賃金上昇率」を用いている。</li> <li>○ 被用者年金の被保険者数の変動を反映する①の被用者年金の総報酬を用いる方法と比較して、公的年金制度全体の被保険者数の変動を反映する方法について、どう考えるか。</li> </ul>
③国民所得（NI）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ マクロ経済の規模を表す代表的な指標の一つ。</li> <li>○ 保険料賦課ベースとの整合性の観点からは、GDPよりは優れている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資本減耗が除かれている。</li> <li>・ 通常用いられる要素費用表示の国民所得の場合、間接税が除かれている。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民所得全体が保険料賦課ベースとなっているわけではない。また、労働分配率の変動等を考えると、国民所得のうち、家計の総所得に相当する部分（雇用者報酬等）を指標とする方が適当。</li> <li>○ スライド調整率を設定する場合に、「一人当たり国民所得」を用いることが必要。</li> <li>○ 数値の確定が遅い。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確報発表までに9ヶ月程度。平成13年度国民経済計算確報は、平成14年12月に公表。</li> <li>・ また、確報公表の1年後に確報を改定（確々報）。</li> </ul> </li> </ul>
④国内総生産（GDP）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ マクロ経済の規模を表す代表的な指標の一つ。</li> <li>○ 速報値の発表が早い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ GDPが保険料賦課ベースとなっているわけではない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GDPには保険料賦課ベースではない固定資本減耗や間接税が含まれている。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1次速報は2ヶ月程度で発表。平成14暦年のGDP速報は、15年2月に公表。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 今後、仮に消費税が引き上げられるとすると、GDPの伸び率は総賃金や国民所得の伸び率よりも大きくなる可能性が高い（現役世代の負担能力の上昇よりも、年金給付の改定率が高くなる。）</li><li>○ スライド調整率を設定する場合に、「一人当たりGDP」を用いることが必要。</li><li>○ 確報、確々報の段階で大幅な修正が加わることがある。</li></ul>
--	---	--

## 基礎年金国庫負担割合2分の1への引上げ

### 《公的年金に対する国庫負担の議論の経緯》

昭和60年改正により基礎年金制度が導入されて以来、公的年金に対する国庫負担は基礎年金の給付に必要な費用の3分の1となっている。

#### 〔国庫負担の考え方〕

- ・各制度から基礎年金制度に対する拠出金の3分の1を国庫負担
- ・いわば基礎年金給付を賄うための現役世代の保険料拠出に対する支援
- ・被保険者1人当たりの支援額はどの制度も同じ(制度によって保険料賦課方法は定額保険料、定率保険料と違いがあるが、制度全体を通じた公平な支援となっている)

#### ○国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年法律第95号)附則第2条(現在は削除)

政府は、長期的に安定した年金制度を維持していくため、平成七年以降において初めて行われる財政再計算の時期を目途として、年金事業の財政の将来の見通し、国民負担の推移、基礎年金の給付水準、費用負担の在り方等を勘案し、財源を確保しつつ、基礎年金の国庫負担の割合を引き上げることについて総合的に検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。



#### ○国民年金法等の一部を改正する法律(平成12年法律第18号)附則第2条

基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成十六年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の二分の一への引上げを図るものとする。

#### ○今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(平成13年6月26日閣議決定)

基礎年金の国庫負担については、平成12年度改正法附則(「当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の1/2への引上げを図るものとする。」と規定。)をどのように具体化していくかについて、安定した財源確保の具体的方策と一体的に鋭意検討する。



○最終的な保険料水準を過大なものとならないようにし、給付も適切な水準を維持できるようにして  
いくためには、基礎年金国庫負担割合2分の1への引上げは不可欠

○保険料固定方式を採用する場合には、国庫負担割合が定まっている必要あり。

	国庫負担割合3分の1	国庫負担割合2分の1
<p>現行の給付水準を維持した場合</p>	<p>○厚生年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付水準(所得代替率) 59% <small>(2050年、物価で割り戻し 35.2万円)</small></li> <li>最終保険料水準(2036年度以降) 26.2%</li> </ul> <p>○国民年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付水準(2050年、物価で割り戻し) 10.0万円</li> <li>最終保険料水準(2024年度以降) 29,300円 <small>(平成11年度価格)</small></li> </ul> <p>国民年金保険料月額が約3万円に</p>	<p>○厚生年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付水準(所得代替率) 59% <small>(2050年、物価で割り戻し 35.2万円)</small></li> <li>最終保険料水準(2030年度以降) 23.1%</li> </ul> <p>○国民年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付水準(2050年、物価で割り戻し) 10.0万円</li> <li>最終保険料水準(2016年度以降) 20,500円 <small>(平成11年度価格)</small></li> </ul> <p>国民年金保険料月額を約2万円に抑制</p>
<p>厚生年金の保険料率を最終的に20%に固定する場合 《代表的な試算》</p>	<p>○厚生年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付水準(所得代替率) 45% <small>(2050年、物価で割り戻し 26.8万円)</small></li> <li>最終保険料水準(2022年度以降) 20%</li> </ul> <p>○国民年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付水準(2050年、物価で割り戻し) 7.6万円</li> <li>最終保険料水準(2017年度以降) 23,100円 <small>(平成11年度価格)</small></li> </ul> <p>24%の給付水準の調整が必要 (社会経済情勢によってはさらに調整)</p> <p>国民年金保険料月額がなお2.3万円</p>	<p>○厚生年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付水準(所得代替率) 52% <small>(2050年、物価で割り戻し 31.0万円)</small></li> <li>最終保険料水準(2022年度以降) 20%</li> </ul> <p>○国民年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付水準(2050年、物価で割り戻し) 8.8万円</li> <li>最終保険料水準(2012年度以降) 18,100円 <small>(平成11年度価格)</small></li> </ul> <p>国庫負担割合を引き上げてもおお12%の給付水準の調整が必要</p> <p>国民年金保険料月額を1.8万円に抑制</p>

※所得代替率は、現役被保険者のボーナス込みの手取り収入に対する割合